

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会設置要綱

2019 文教教学第 1265 号令和 2 年 1 月 31 日教育長決定

(目的)

第 1 条 施設の老朽化に伴う文京区立小日向台町小学校等の改築について、地域の特性に応じた学校づくりを進めるため、文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 改築校舎の基本的な事項に関すること。
- (2) 工事期間中の対応について。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員及びアドバイザー)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうち、教育長が任命し、又は委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 教育推進部長、教育推進部学務課長、教育推進部副参事、教育推進部教育指導課長、教育推進部児童青少年課長、企画政策部企画課長、施設管理部整備技術課長の職にある者
- (2) 小日向台町小学校校長の職にある者
- (3) 小日向台町幼稚園園長の職にある者
- (4) 小日向台町小学校 P T A 1 人
- (5) 小日向台町幼稚園 P T A 1 人
- (6) 小日向台町第一育成室・第二育成室父母会 1 人
- (7) 小日向台町小学校同窓会 1 人
- (8) 通学区域内町会・自治会関係者 6 人以内
- (9) 大塚青少年健全育成会 1 人

2 委員会には、アドバイザーとして学識経験者（学校建築）を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から第 2 条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育推進部学務課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、教育推進部学務課に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

## 【資料第2号】

## 文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会委員名簿

(任期：令和3年11月30日から)

	所 属	氏 名
委 員 長	教育推進部長の職にある者	八 木 茂
副 委 員 長	教育推進部学務課長の職にある者	木 村 健
委 員	小日向台町小学校PTA（父母と先生の会）	長 谷 川 博 康
委 員	小日向台町幼稚園PTA（こひなた会）	江 良 玲 奈 子
委 員	小日向台町育成室父母の会	高 山 陽 介
委 員	小日向台町小学校同窓会	春 名 正 昭
委 員	通学区域内町会・自治会（小日向台町町会）	酒 井 美 津 子
委 員	通学区域内町会・自治会（茗荷谷町会）	調 整 中
委 員	通学区域内町会・自治会（古川松ヶ枝町会）	野 村 忠 昭
委 員	大塚青少年健全育成会	伊 藤 博 之
委 員	小日向台町小学校校長の職にある者	田 中 純 一
委 員	小日向台町幼稚園園長の職にある者	吉 羽 優 子
委 員	教育推進部副参事の職にある者	岩 田 雅 治
委 員	教育推進部教育指導課長の職にある者	赤 津 一 也
委 員	教育推進部児童青少年課長の職にある者	石 川 浩 司
委 員	企画政策部企画課長の職にある者	新 名 幸 男
委 員	施設管理部整備技術課の職にある者	川 西 宏 幸
学 識 経 験 者	東京電機大学教授（工学博士）	土 田 寛

## 委員会の運営等について（案）

### 1 委員会の公開等について

小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）は、原則として、委員会が開催する会議は公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議記録を公表する。

### 2 委員会の開催の区民周知

委員会の開催予定を区ホームページに掲載するとともに、傍聴の案内は、開催日の2週間前までに日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項を区ホームページに記載し、周知する。

### 3 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は原則10名とする。

受付は委員会の開催当日、会場において先着順に行う。

ただし、同伴の幼児の保育を希望する場合には、開催日の1週間前までに事務局に申し込むこととする。

### 4 傍聴者の禁止事項

次に掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

- (1) 危険物やマイク・プラカード・旗その他の威嚇行為に係るものなど、他人に迷惑を加える恐れがあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 会議中に飲酒・喫煙・携帯電話の使用・発言・拍手など委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えた者
- (4) 上記に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えるおそれのある者

### 5 委員会の撮影等

委員会を撮影・録画・録音などをしようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする。

### 6 委員会資料の取扱い

委員会資料は、傍聴者にも配付する。

委員会資料は、会議終了後、速やかに（概ね1週間以内）行政情報センター（シビックセンター2階）に行政情報として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

## 7 委員会会議録の取扱い

委員会会議録は、発言者名を記した全文記録方式とする。委員会会議録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容及びその他委員会が必要と認めた事項を記載する。

委員会会議録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

委員会会議録は、会議終了後、速やかに未定稿の案文を作成し、その後の確認手続きを経て、委員会開催から概ね1か月を目途に公表する。

確認手続きを経た委員会会議録は、会議資料とともに、行政情報センター（シビックセンター2階）に行政情報として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

## 8 委員会の代理出席について

委員が、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員本人、または委員の所属する団体の代表者からの届出により代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。